

消費税額を計算する

消費税額を計算し、付表4-3①欄から⑨欄までと付表5-3を記入します。

※令和5年10月1日（適格請求書等保存方式（インボイス制度）開始日）以降の期間に係る売上税額について、適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」を適用する場合の計算方法を示しています。適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」を適用する場合の計算方法及び申告書の記載方法については、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」に掲載していますのでご覧ください。

step.1 課税売上高の合計を計算する

$$\text{売上金額} - \text{課税売上げに} = \text{課税売上高}$$

ならないもの (税込み)

step.2 課税標準額を計算する

$$\text{課税売上高 (税込み)} \times \left(\frac{100}{108} \text{ 又は } \frac{100}{110} \right) = \text{課税標準額}$$

(1,000円未満切捨て)

step.3 消費税額を計算する

$$\text{課税標準額} \times (6.24\% \text{ 又は } 7.8\%) = \text{消費税額}$$

step.4 貸倒回収に係る消費税額を計算する

貸倒回収等があった場合に計算します。

step.5 返還等対価に係る税額を計算する

課税売上げについて返品等があった場合に計算します。

step.6 控除対象仕入税額の基礎となる消費税額を計算する

$$\text{消費税額} + \text{貸倒回収に係る消費税額} - \text{返還等対価に係る税額} = \text{基礎となる消費税額}$$

■ 営む事業が1種類の場合

step.7 控除対象仕入税額を計算する

$$\text{基礎となる消費税額} \times \text{営む事業のみなし仕入率} = \text{控除対象仕入税額}$$

■ 営む事業が2種類以上の場合

step.8 事業区分ごとに、それぞれの課税売上高（税抜き）を計算する

$$\text{事業区分ごとの課税売上高 (税込み)} \times \left(\frac{100}{108} \text{ 又は } \frac{100}{110} \right) = \text{事業区分ごとの課税売上高 (税抜き)}$$

step.9 事業区分ごとに、その事業が占める売上割合を計算する

$$\text{事業区分ごとの課税売上高 (税抜き)} \div \text{課税売上高の合計額 (税抜き)} \times 100 = \text{事業区分ごとの売上割合}$$

Q. 売上金額には何が含まれますか？

A. 営業・農業などの事業所得に係る売上金額、不動産所得に係る売上金額の他、業務用固定資産の売却代金なども含まれます。

課税標準額の計算には、課税売上高計算表〔表口〕を使用します。

控除対象仕入税額の計算には、控除対象仕入税額等の計算表〔付表5-3〕を使用します。

Q. 事業区分と、区分ごとのみなし仕入率を教えてください。

A. 以下のとおりです。

事業の内容	事業区分	みなし仕入率
卸売業	第1種	90%
小売業等	第2種	80%
製造業等	第3種	70%
その他の事業	第4種	60%
サービス業等	第5種	50%
不動産業	第6種	40%

詳しくは、20ページをご覧ください。

step.10 事業区分ごとに、それぞれの消費税額を計算する

$$\text{事業区分ごとの課税売上高(税込み)} \times \left(\frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} \right) = \text{事業区分ごとの消費税額}$$

step.11 控除対象仕入税額を計算する方法を選択する

<原則>

$$\text{基礎となる消費税額} \times \frac{\left(\begin{array}{c} \text{第1種事業の} \\ \text{消費税額} \\ \times 90\% \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{第2種事業の} \\ \text{消費税額} \\ \times 80\% \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{第3種事業の} \\ \text{消費税額} \\ \times 70\% \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{第4種事業の} \\ \text{消費税額} \\ \times 60\% \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{第5種事業の} \\ \text{消費税額} \\ \times 50\% \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{第6種事業の} \\ \text{消費税額} \\ \times 40\% \end{array} \right)}{\text{事業区分別の消費税額の合計額}} = \text{控除対象仕入税額}$$

<特例1> 1種類の事業の課税売上高が、全体の75%以上を占める場合

<特例2> 2種類の事業の課税売上高の合計が、全体の75%以上を占める場合

○事業の種類ごとに区分していない場合

区分していない事業の課税売上高については、その区分していない事業のうち最も低いみなし仕入率で、控除対象仕入税額を計算します。

⇒ 具体的な計算方法は23ページをご覧ください。

step.12 控除対象仕入税額を決定する

step.11で選択した計算方法で計算します。

step.13 貸倒れに係る税額を計算する

※貸倒れが生じた場合に計算します。

step.14 控除税額小計を計算する

$$\text{控除対象仕入税額} + \text{返還等対価に係る税額} + \text{貸倒れに係る税額} = \text{控除税額小計}$$

step.15 差引税額 又は 控除不足還付税額を計算する

$$\text{消費税額} + \text{貸倒回収に係る消費税額} - \text{控除税額小計} = \begin{array}{l} \text{差引税額} \\ \text{又は} \\ \text{控除不足還付税額} \end{array} \quad \text{(100円未満切捨て)}$$

地方消費税額を計算する

地方消費税額を計算し、付表4-3⑩欄から⑬欄までを記入します。

step.16 地方消費税の課税標準となる消費税額を転記する

step.17 譲渡割額（納税額）又は 譲渡割額（還付額）を計算する

$$\begin{array}{l} \text{差引税額} \\ \text{又は} \\ \text{控除不足還付税額} \end{array} \times \frac{22}{78} = \begin{array}{l} \text{納税額} \\ \text{又は} \\ \text{還付額} \end{array} \quad \text{(100円未満切捨て)}$$

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の税額計算

地方消費税の税額計算

申告書(第一表及び第二表)の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

貸倒れが生じた場合

貸倒れが生じた場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類を保存しておかなければ、消費税額の控除が受けられません。

Q. 還付申告となるのは、どのような場合ですか？

A. 簡易課税制度の場合は、中間申告に係る税額が、確定申告での税額を上回った場合などです。

申告書（第一表及び第二表）を記入する

- step.18 申告書第二表を記入する
付表 4-3の金額を申告書第二表に転記します。
- step.19 申告書第一表①欄から⑨欄までを記入する
申告書第二表及び付表 4-3の金額を申告書第一表に転記します。
- step.20 申告書第一表⑩中間納付税額を記入する
- step.21 申告書第一表⑪納付税額を計算する
- step.22 申告書第一表⑫中間納付還付税額を計算する
- step.23 申告書第一表⑮令和5年分の課税売上高と、
⑯基準期間（令和3年分）の課税売上高を記入する
- step.24 申告書第一表⑰欄から⑳欄までを記入する
付表 4-3の金額を申告書第一表に転記します。
- step.25 申告書第一表㉑中間納付譲渡割額を記入する
- step.26 申告書第一表㉒納付譲渡割額を計算する
- step.27 申告書第一表㉓中間納付還付譲渡割額を計算する
- step.28 申告書第一表㉔消費税及び地方消費税の合計税額を計算する

$$\left(\text{⑪納付税額} + \text{㉒納付譲渡割額} \right) - \left(\text{⑧控除不足還付税額} + \text{⑫中間納付還付税額} + \text{⑰還付額} + \text{㉓中間納付還付譲渡割額} \right) = \text{㉔消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額}$$

その他の項目を記入する

- 納税地・屋号・マイナンバー（個人番号）・氏名や付記事項・参考事項などを記入する
※詳しくは、35ページを参照してください。

申告と納付

申告書を提出する

確定申告書の提出方法は次のとおりです。

1. e-Tax で申告する。
2. 郵便又は信書便により、住所地等の所轄の税務署又は業務センターに送付する。
3. 住所地等の税務署の受付に提出する。

※詳しくは、39ページを参照してください。

消費税及び地方消費税を納付する

納付方法は次のとおりです。

1. 振替納税を利用する。
2. ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）で納付する。
3. インターネットバンキングやATMで納付する。
4. クレジットカードで納付する。
5. スマートフォンのアプリで納付する。
6. QRコードによりコンビニエンスストアで現金で納付する。
7. 金融機関又は税務署の窓口で現金で納付する。

※詳しくは、39ページを参照してください。

振替納税とは

振替納税は、あらかじめ指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に納税額が引き落とされる大変便利な制度です。なお、振替納税のお申込みについては39ページをご覧ください。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書（第一表
及び第二表）
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

（参考）令和6年分の中間申告・納付について

令和5年分の確定消費税額（申告書第一表の⑨欄の差引税額）が48万円を超えた事業者の方は、次の区分に応じて令和6年分の中間申告・納付が必要となります。

・「48万円を超え400万円以下の事業者の方（年1回の中間申告・納付）」

令和5年分の確定消費税額の6/12の消費税額とその22/78の地方消費税額を令和6年9月2日（月）までに申告・納付してください。

・「400万円を超え4,800万円以下の事業者の方（年3回の中間申告・納付）」及び「4,800万円超の事業者の方（年11回の中間申告・納付）」

申告・納付期限等につきましては、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

※ 消費税の中間申告書を提出する必要がある事業者の方は、消費税の中間納付税額の22/78の金額を地方消費税の中間納付税額として、消費税の中間申告と併せて申告・納付しなければなりません。

任意の中間申告制度について

前年の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者の方（中間申告義務のない方）であっても、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を所轄の税務署長に提出した場合には、その届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付できます。

令和6年分の6月中間申告対象期間の末日は令和6年6月30日（日）ですので、令和6年分の中間申告から適用を受けようとする場合には、同日までに届出書を所轄税務署長へ提出してください。

※ 中間納付税額は、前年の確定消費税額の6/12の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

消費税及び地方消費税は、最終的には消費者が負担する、預り金的な性格を有する税です。
申告と納付は、期限内に正しく行ってください。